

# 東京弁護士会紛争解決センター「養育費ADR」利用規約

## 第1条（目的）

本規約は、東京弁護士会（以下「当会」という。）が、民事上の紛争を当事者の意思を尊重した手続によって柔軟、適正かつ早期に解決することを目的として設置する「東京弁護士会紛争解決センター」（以下「本センター」という。）が実施するあっせん手続のうち、「養育費ADRに関する細則」に基づくあっせん手続（以下「養育費ADR」という。）の利用について定めたものである。

## 第2条（定義）

本規約に用いる語は、以下のとおりとする。

### （1）あっせん手続

あっせん人が関係当事者の話し合いを促進し、双方が主体的に紛争を解決するための支援をする手続をいう。

### （2）養育費

民法第766条第1項の「子の監護に要する費用」をいう。

### （3）養育費ADR

東京弁護士会が実施するあっせん手続のうち、養育費の分担を協議するものとして、東京弁護士会「養育費ADRに関する細則」に従って実施するものをいう。

### （4）一般ADR

東京弁護士会が実施するあっせん手続のうち、養育費ADRその他の専門ADRではない、あっせん手続をいう。

### （5）養育費ADR あっせん人候補者名簿

当会が定める規則に従って選任した、あっせん人候補者のうち、特に養育費ADRを担当するあっせん人候補者として登録した者の名簿をいう。

### （6）あっせん人

当会が定める規則に従って、各事件について本センターが選任した、あっせん手続を実施する者をいう。

### （7）申立人

本センター所定の方式に従い、本センターにあっせん手続の申立てをした者をいう。

### （8）相手方

申立人が、あっせん手続の申立てにおいて、紛争解決のための協議を行う相手方として、指定した者をいう。

### （9）あっせん人補

当会が定める規則に従って、各事件について本センターが選任した、あっせん人の指示に従いあっせん人の職務を補助する者をいう。

### 第3条（養育費 ADR の内容）

本センターの養育費 ADR は、以下の内容とする。

- （1）養育費 ADR は、養育費の分担のみを協議の対象とする（養育費以外の事項について協議したい場合には、一般 ADR を利用する。）。
- （2）養育費 ADR は、各事件を1人のあっせん人及び1人のあっせん人補が担当する。
- （3）あっせん人は、あっせん期日を開催し、当事者の話を聴いて、紛争解決のための協議を支援し、当事者に和解合意が成立した場合には、和解契約書を作成する。
- （4）あっせん期日における手続の進行方法は、当会が定める規則の範囲内で、各事件のあっせん人の裁量により決定される。
- （5）養育費 ADR の期日は3回までとする。

### 第4条（手続の利用方法）

養育費 ADR の利用を希望する者は、本センター所定の様式の申立フォームに必要事項を記入し、本センター窓口にて宛てて送信する方法により、申立てをする。

- 2 本センターは、養育費 ADR の申立てを受理した場合、相手方に対し、申立人が提出した申立フォームの写しを申立フォームに記載された相手方住所へ送付する方法により、申立てがあったことを通知し、本センター所定の様式の答弁フォームによる情報の提出を求める。
- 3 養育費 ADR は、養育費の分担のみを協議の対象とするため、養育費 ADR の手続を開始する時点で、両当事者が養育費の分担のみを協議の対象とすることに同意していることを要する。なお、手続開始後に、一方または双方の当事者が養育費の分担以外の事項について協議したい意向を示した場合には、あっせん人と協議し、養育費の分担のみを対象として養育費 ADR を継続するか、養育費 ADR を終了して一般 ADR を開始するか、決定する。
- 4 養育費 ADR は当事者が任意で利用するものであり、相手方が当該手続の利用に同意しない場合、及び手続の途中でも当事者の一方が手続の終了を求めた場合には、手続は終了する。

### 第5条（あっせん人の指名）

本センターは、養育費 ADR のあっせん人を、養育費 ADR あっせん人候補者名簿に登録されている弁護士会員から選任するものとし、当事者は、両者の合意によりあっせん人を指名することができる。

### 第6条（あっせん期日及び開催場所）

あっせん期日は、当事者双方の出頭のもとに非公開で開催する。ただし、一方の当事者が同意したとき又は適式な期日の通知を受けたにもかかわらず出頭しないときは、他方の当事者のみの出頭のもとに開催することができる。

- 2 あっせん手続の実施地は、東京都又はあっせん人が指定する地とする。
- 3 あっせん人が相当と認めるときは、あっせん人及び当事者のうち一部の者又は全員が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で参加するあっせん期日（以下「オンライン期日」という。）を開催することができる。

#### 第7条（料金）

養育費 ADR の利用において、当事者は以下の料金を、本センターに支払う。なお、銀行口座へ振込送金をする方法により支払う場合、振込手数料は当事者の負担とする。

##### （1）申立手数料

申立人及び相手方は、相手方が養育費 ADR の利用に同意し、手続を開始するときに、申立手数料として、それぞれ 11,000 円（税込）ずつを本センターに支払う。

なお、事件が係属した場合（双方当事者が申立手数料を納付した場合）には、理由のいかんを問わず返金しないものとする。

##### （2）期日手数料

申立人及び相手方は、あっせん期日（オンライン期日を含む）ごとに、センターが指定する日までに、期日手数料として、それぞれ 5,500 円（税込）ずつを本センターに支払う。

なお、期日が実施された場合は、理由のいかんを問わず返金しないものとする。

##### （3）成立手数料

申立人及び相手方は、和解が成立した場合に、成立手数料として、それぞれ 11,000 円（税込）ずつを本センターに支払う。

- 2 申立人及び相手方は、本センターのあっせん手続により、裁判外の和解、調停又は裁判上の和解が成立したときは、前項 3 号に定める成立手数料を本センターに支払わなければならない。

#### 第8条（第1回期日以後における申立て却下）

あっせん人は、第1回期日以後において、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるときには、養育費 ADR の申立てを却下し、手続を終了することができる。

- （1）当事者双方が、あっせん期日に出頭又はオンライン期日に参加しないとき。
- （2）手続の運営に関するあっせん人の指示に当事者の一方が従わないとき。
- （3）期日手数料その他あっせんに要する費用を当事者双方又は当事者の一方が納付しないとき。
- （4）事案があっせん手続に適さないとき。
- （5）前各号に掲げるもののほか、あっせん人があっせん手続に適しないと判断したとき。

#### 第9条（あっせん手続中における手続の終了）

あっせん人は、次のいずれかの事由がある場合には、あっせん手続を終了することができる。

- (1) あっせん手続の結果、あっせん手続により合意成立の見込みがないと認められるとき。
- (2) 当事者の一方が明確に手続の終了を求めたとき。
- 2 申立人から申立ての取下書が提出されたときは、あっせん手続は終了とする。
- 3 本センターが期日の通知をしたにもかかわらず、申立人が理由なく出頭しない（又はオンライン期日に参加しない）場合であって、期日の指定を求めないまま前回の期日から3か月以上経過したときには、申立てを取り下げたものとみなして、あっせん手続は終了とする。

#### 第10条（あっせん人補の関与）

養育費ADRの各事件において、本センターは、あっせん人補を選任することができる。

- 2 あっせん人補は、あっせん人の指示にしたがい、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 当事者の主張の整理
  - (2) 資料収集
  - (3) 法律、規則、判例その他の法的調査
  - (4) あっせん手続の立会
  - (5) あっせん案、和解契約書案の作成補助
  - (6) 期日調書の作成
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、あっせん手続におけるあっせん人の業務の補助となる業務

#### 第11条（あっせん人又はあっせん人補の解任）

当事者は、次に掲げる事由があるときは、本センターにあっせん人又はあっせん人補の解任の請求をすることができる。

- (1) あっせん人又はあっせん人補が、法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなったとき。
- (2) 前号の場合を除くほか、あっせん人又はあっせん人補がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき。
- 2 前項に該当する場合その他正当な理由がある場合には、本センターは、両当事者の意見を聞いた上、あっせん人又はあっせん人補を解任することができる。

#### 第12条（あっせん人又はあっせん人補の任務終了）

あっせん人又はあっせん人補の任務は、次の場合に終了する。

- (1) あっせん人又はあっせん人補の死亡
- (2) あっせん人又はあっせん人補の辞任
- (3) 前条による解任
- 2 前項に掲げる事由によりあっせん人又はあっせん人補の任務が終了した場合、本センターは後任の者を選任する。

### 第13条（一般ADRへの移行）

養育費ADRの当事者は、次に挙げる場合には、本センターに「一般ADRへの移行申請書」を提出することにより、養育費ADRを終了して、一般ADRを開始することができる。

- （1）養育費ADRの手續開始後に、一方当事者又は両当事者が、養育費以外の事項についても協議することを希望し、一般ADRにおいて協議を継続することに両当事者が合意したとき。
- （2）養育費ADRの期日を3回開催したが、和解合意が成立せず、両当事者が、一般ADRにおいて協議を継続することに合意したとき。

2 前項により開始した一般ADRにおいては、原則として、従前の養育ADRを担当していたあっせん人及びあっせん人補が、引き続き一般ADRのあっせん人及びあっせん人補を担当する。

3 第1項により一般ADRを開始する場合、既に支払済みの養育費ADRの費用は返還されないが、新たに一般ADRの申立手数料を納付する必要はない。なお、成立手数料は一般ADRの規定に従い算出する額とする。

### 第14条（記録の閲覧・謄写）

あっせん手續の当事者若しくは代理人又はこれらの地位にあった者は、本センターに対し、自己の提出した書類の閲覧又は謄写を求めることができる。

2 あっせんの当事者若しくは代理人又はこれらの地位にあった者は、本センターに対し、相手方の提出した書類（相手方の同意がある部分に限る。）及び期日調書（期日の概要又は手續の概要を除く部分に限る。）の閲覧又は謄写を求めることができる。

3 本条に規定する謄写に関する費用は、謄写申出人の負担とする。

### 第15条（免責）

養育費ADRは、申立てにかかる紛争の解決を保証するものではない。

2 養育費ADRの各手續は、当会の定める規則の範囲内で、あっせん人が弁護士による法律事務として実施するものであり、あっせん人が弁護士の職務上の義務に違反して行為した場合は、当該弁護士がその責任を負う。

### 第16条（当事者の手續遵守義務）

申立人及び相手方は、本規約のほか、本センター及びあっせん人の指示に従い、養育費ADRを利用する。

2022年7月1日  
東京弁護士会紛争解決センター